

一般質問続き

空き家・空き店舗対策

問 橋隆文議員

空き店舗、空き家等が散見され、その中には老朽家屋もあり、環境、景観の問題や治安の悪化にもつながっています。



一般質問する 橋隆文議員

答 林 直樹町長

過疎化の進行とともに空き店舗、空き住宅等散見される現状には大変危惧しています。一部の老朽家屋では、倒壊等による危険や治安上の問題が生じないよう、定期的な調査など必要な措置を講じていますが、個人の財産ですので、本町に限らず過疎地域では大変苦慮する課題の一つと考えます。

また、以前より町広報等で売却又は賃貸していただける空き住宅や土地等の情報提供をお願いし、情報はホームページで公表し、希望者に紹介していますが、現状としては、なかなか情報をいただけない状況にあります。今後、空き家屋等の情報収集、提供に努めていきたいと思っておりますが、個人の財産ですので慎重な対応が必要であることをご理解下さい。

再問 橋隆文議員

利用できる空き住宅について、何件程度の情報があるのですか。

答 林 直樹町長

寄せていただいた利用できない住宅の情報は、累計で住宅4件、土地1件です。

現在、ホームページで1軒の住宅情報を公表しています。問い合わせもありますが、住宅事情、立地要件などが良くなければ駄目だというのがあるようです。

今後、定住促進の面からも情報収集し、公表していきたいと思っております。

また、非常に危険だという老朽家屋は5戸です。色々な指導等もしておりますが、なかなか改修や取り壊しをしていただけない実情にあります。

再々問 橋隆文議員

老朽危険家屋については、家屋の適正管理、勧告、命令等条例を制定していく必要があると思っておりますが、どのように考えていますか。

答 林 直樹町長

町外の所有者など、行政指導上も非常に難しいところがあります。

勧告等を行っても壊していただけない場合は、町が町費により取り壊し、その代金を所有者に請求しなければならぬ行政代執行がありますが、所有者に代金を払ってもらえないなどとなると、逆に放置した方が町で取り壊してくれらるということにもなりかねません。

そのようなことも含め、条例を制定し行政代執行までということは、今のところ考えていません。

小学校再編と教育

問 槻間善 議員

小清水小学校をはじめ、地域の5校の小学校は、長年にわたり特色ある教育をし、多くの立派な人材を輩出しています。

先生方におかれても、地域活動に参加し、小清水町の発展に大きく貢献していただいていたと思いますが、教育委員会としての認識を伺います。

また、再編後の新しい小学校にどのようなことを期待しているのか伺います。

答 佐藤 智 教育委員長

各学校とも小清水町の開拓の歴史とともに、先人達の並々ならぬ教育への情熱により生まれたものであり、各学区の校風を身につけた卒業生は、それぞれ有為の人材として、町内外において多方面で活躍されています。



また、保護者、教員はもとより、地域全体として常に学校を支えていただき、学校を中心として地域活動が展開されていると承知しています。

小学校再編後においては、新しい学校のめざす教育目標実現へ向けて、教育委員会として最大限努力して行きたいと考えています。

また、多人数級による集団生活を通して、児童が今までに増してより大きく成長できることに期待するとともに、時代に適応した更なる教育環境の充実に取り組んで行きたいと考えています。

老朽家屋対策

問 工藤孝一 議員

町民の生命、財産そして生活の環境を守るため、危険な建物等の所有者又は法定相続人に対して措置の履行を促すよう調査、指導の強化を図るとともに、より強制力のある法的措置も検討し、所有者死亡等により相続放棄されている建物は措置の履行が望めないことから、不特定多数の町民に危険を及ぼすと認められる建物などは、町により保全上必要な措置を講ずるべきと思っておりますが、町長の所見を伺います。



一般質問する工藤孝一議員

答 林 直樹町長

町として老朽家屋と認識している建物は5棟です。

定期的に調査を実施し、危険が予想される場合や治安上の問題がある場合など、これらの所有者又は管理すべき者に対し、解体や安全対策について随時改善を求めています。

しかし、現状としては費用等の問題からすぐに解体していただけないケースがほとんどですが、今後も最低限の安全を確保できる応急的な措置をお願いするとともに、引き続き抜本的な改革を求めています。

再問 工藤孝一 議員

老朽危険家屋の問題については、民法上財産権に触れる問題で複雑な問題であり、各自自治体も苦慮している問題だと認識しています。

しかし、危険家屋の所有者の責務を明らかにする、管理

答 林 直樹町長

不全となった家屋等に対する措置について必要なことを定める必要もあると思っております。公金を運用する問題については議論が多いと思っておりますが、町民の生命、財産、生活環境を守るという考えに立たれてはどうでしょうか。

住民の安全、安心を守るというのが私の使命ですので、そういう観点では工藤議員と同じ考えであります。法的に定めるといことは条例化するということになるかと思っております。

北海道内で現時点で強制勧告できるような条例を定めているところは無いようです。条例を制定し、色々な行政指導をしても従わない場合は、公金により行政代執行を行わざるを得ないことになり、その費用を所有者から徴収しなければなりません。

公費をもって取り壊し、住民の安全、安心は確保されたけれども、その代金は結果的

質問は要約されています

議会だよりでは、質問・答弁の内容を要約して掲載しております。質問・答弁の全文については紙面の都合により載せることが出来ませんが、詳しくお知りになりたい方は、小清水町議会事務局へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

小清水町議会事務局 ☎ (62) 4477 (直通)